

令和5年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月7日（水曜日）

10時00分開議

13時23分閉会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画振興課長	荒木紀和	農林課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	医療保険課長	谷脇昭仁
健康福祉課長	日浦けさお	建設課長	神岡孝司
会計管理者兼出納室長	片岡博	教育次長	井上健一
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也	池川総合支所長兼池川地域課長	大原正人

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順で配付しておりますので、よろしく申し上げます。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第5号、議席番号8番、若藤敏久君の質問を許可します。若藤敏久君。

○8番 通告第5号、議席番号8番の若藤でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、ごみ収集運搬業務についてお伺いをいたします。以前、ごみの収集は、専門業者だけの入札にし、建設業者には、吾川、池川、仁淀それぞれの地区に年間1,000万円程度の工事を発注するように申し上げたことがございます。理由は、建設業者の仕事が少ないからごみ収集にまで参入してきているからでございます。建設業者に対し、この工事がごみの収集の入札に相当いたしますと。だから建設業者の皆さんはごみ収集には参加しないでくださいと徹底すれば、ごみの収集に建設業者が参加しなくなると考えたから、私は申し上げた次第でございます。町長は、当時、教育次長であり、積極的なご答弁は頂けませんでした。その後、少しは検討をされたのか、または何もせず2年が経過をしたのか、町長にお伺いいたします。

2点目は、フードプランについてお伺いをいたします。人手不足から、運転手が確保されず、農家への集荷がされていないと聞きました。何か対応をされているのか担当課長にお伺いをして、最初の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられているのは、令和3年3月定例会においての再々質問であったと思います。一般廃棄物収集運搬委託業務につきましては、令和元年6月以降の契約に係る入札参加資格として、町内に本店または支店を置く法人であること、入札参加資格者名簿に登録されていること、一般廃棄物収集運搬許可を得ていること、過去3年間に年間1,000万円以上の営業実績もしくは年間50万円以上の一般廃棄物・産廃収集運搬実績があること

を条件としております。

ごみ収集については、住民の日々の生活に直結する重要なサービスに位置づけられており、その業務を遂行するためには、それなりの人員や機材を有し、また、履行能力や責任能力を有していることが求められます。それらの能力を有している全ての事業者が入札に参加することで、結果的に質の高いサービスの提供が期待され、また、有資格者の受注機会の公平性の観点からも、専門業者だけの入札実施に向けての対応は困難であると考えております。

○議長 大原池川総合支所長兼地域課長。

○大原池川総合支所長兼池川地域課長 ご質問にお答えいたします。

農家の集荷については、清流市生産組合という団体が実施しており、その事務等をフードプランが行っております。清流市については、平成20年3月から事業展開してまいりましたが、令和4年度当初より、製造業務の退職者が就業者を上回る状態となる人手不足に陥り、集荷作業に人員を回すことができない状況となっております。

フードプランは、ハローワークを介した求人を行っておりますが、応募がない状況です。また、役場でもやってくれそうな人に声をかけたりしましたが、運転手の確保には至っておりません。引き続き運転手の確保にフードプランと協力して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 若藤敏久君。

○8番 町長からご答弁を頂きました。いきなり専門業者だけでの対応は困難であるとのこと答弁でしたが、これについては、私は再々質問ぐらい、次の質問ぐらいで申し上げようかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ごみの収集における入札参加の条件、これは前町長の時代に大幅に変更をされております。先ほど古味町長言われたように、いろいろと決められておりますが、簡単に言えば、入札参加の資格は、過去3年間で年1,000万円以上の営業実績と年50万円以上の一般廃棄物・産廃収集運搬実績があること、このようになっております。通常、参加資格の条件というものは、誰もが納得できる、公正・公平、平等でなければなりません。このごみ収集は、町長、違いますよ。とてもではありませんが、納得できるものではありません。

第一に、建設業者は、一度工事を受注すれば数百万円から数千万円の実績ができます。過去3年間のうちで一度でも1,000万円の工事を受注すれば、それで入札参加資格はクリアできます。ごみ収集を専門にやっていた業者はどうでしょう。ごみ収集が受注できなけ

れば失業ですよ。ごみの収集で生計を立てようとしても、各家庭は収集日に町の指定場所にごみを出します。個人業者にお金を出して頼む人などおりません。たとえごみを探し求めて50万円の実績を上げたとしても、それでは生活ができません。落札をした建設業者に雇用されている方もいるようですが、これは会社の実績となり、雇用されている方の実績にはなりません。ごみ収集に関係のない建設業者は簡単に入札への参加資格ができ、ごみだけを専門に生計を立てていた業者は、各地区の状況を知り尽くしているにもかかわらず、入札に参加する資格さえ手に入れることができない。これが現実であります。

この状況が想定されたから、私は、2年少し前、町長が言われた、おととしの3月議会、前町長が勇退を表明した中で、次の仁淀川町を背負って立つだろうと思った当時の副町長と、ごみ収集には関係のない当時の古味教育次長に、年3,000万円の工事費を捻出し、建設業者はごみ収集には参加させないようお願いをいたしました。町の流れを変えたい、そう言って当選をした古味町長であります。流れを変えてください。年3,000万円の工事費が捻出できませんか。その3,000万円で新たな建設工事を発注し、ごみ収集から建設業者を除外してください。そして、今、1点、先ほど申し上げた、町長が今ご答弁を頂いたこの入札参加資格、この条件、これが平等だと思われませんか。以上、町長にお伺いいたします。

フードプランに関する再質問でございますが、フードプランの担当者からお話を伺いました。先方も人材が確保できなくて大変困っているとのことでした。ただ、少しでも生活の足しになればと野菜を作っている農家の方々にとりましては、1か月数千円でも、1年間で四、五万円になり、集荷がなければ生活が厳しく、野菜を作る楽しみもない、こういったことでした。人手不足は、賃金の問題もあるかもしれませんが、棚上げとなっている補助金なども上手に活用して人材を確保し、一日も早く集荷ができる体制を取っていただきたいと、このように思います。

以上で再質問を終わります。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 お答えいたします。

入札条件の中に4点ほど記載されておりますが、その中に、年間50万円以上の実績があることという項目もありますので、そういうところで、落札されなくても、そういった実績があれば参加ができるということで、同じ土俵に乗れるのではないかと考えております。そして、このことは、ごみ収集に限らず、例えば建築業における大工さんと建設業者、そ

して、備品、商品における商店と建設業者など、様々な分野に関わってきます。大工さんも商店も、入札指名願を出しておれば入札に参加できます。入札参加資格のある建設業者を指名しないという理由がありませんので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長 大原池川総合支所長。

○大原池川総合支所長兼池川地域課長 再質問にお答えいたします。

引き続き、運転手確保に向けて努力をしてみたいと思います。

○議長 若藤敏久君。

○8番 再々質問をさせていただきます。

私が先ほど申し上げたことが町長は理解できていないようですね。50万円の実績ということがあるから、これはクリアできるんじゃないかというご答弁でございましたが、50万円の実績を上げたとしても、それでは生活ができないから、ごみ収集だけはできないということなんですよ。落札できない者は。そうでしょう。月に5万円ぐらい乗せれば、ごみ収集はできますよ。実績は。年間50万円、60万円はね。それでは生活ができないから、自然と雇用されて、今みたいに会社へ。そうでしょう。今、専門でやっていた方は、ごみ収集の落札をした会社に雇われて、そこで雇用されているんです。その実績は会社の実績となって、本人の実績にならない。ごみ収集が休みのときの土曜、日曜は清掃センターは休みですよ。持っていっても引き取ってもらえません。入札参加資格のある建設業者を指名しないといけない、こういったご答弁でございましたが、私は近隣町村と比較するのは本来好きではありません。各自治体によって環境が違いますからね。しかし、このごみ収集運搬業務につきましては、同じことをするんだからということで、他の町村がどうなのかと担当課長に調べていただきました。

越知町は、入札で、参加資格は、法人、個人を問わず、一般廃棄物収集運搬許可の有無も問わない、このようになっております。入札の参加者は解体業者と個人事業者となっており、土木・建設業者は含まれておりません。佐川町は、5業者が入札に参加をし、ごみ収集専門業者2社、土木専門会社1社、個人事業者2社となっております。日高村は随意契約で、町内3業者と契約。缶、瓶、可燃ごみを2社が受注、ペットボトルを1社が受注しております。いの町は、5地区全てが随意契約で、個人事業者と契約をしており、建設業者は含まれておりません。以上、越知、佐川、日高、いの、この近隣4町村で、建設会社、土木会社が入札に参加しているのは佐川町の1地区だけであります。ほかは全て個人事業者とごみ収集専門業者、解体業者となっております。

仁淀川町はどうですか。何で今町長が言われたように建設業者に入札参加資格があるんですか。だから、入札参加資格があるから外すわけにはいかない。ご存じのとおり、仁淀川町は、3地区全てが建設業者が受注をし、ごみ収集を専門に行っていた個人事業者が建設業者に雇用されて働くという異常な状況となっております。こういったことを考えれば、町長の権限で建設業者をごみの収集から除外すればそれでいいんですよ。しかし、それでは建設業者から不満が出るだろうから、私は、ごみ収集分の工事を発注して、建設業者を対象に入札を行ってくださいと。そして、ごみ収集には参加しないでくださいよと。これは建設業者に対する温情といたしますか、そういうような考えで私は申し上げているんですけどね。近隣4町村を見ても、当町みたいに建設業者を大事にして、権限があるんだからという、そういうようなことで何するものありませんよ。

それと、今、町長が最初に申し上げたこの仁淀川町一般廃棄物収集運搬委託業務次回入札についてということで、来年6月に予定をして、今、業者のほうへこれを回しておりますわね。最初に町長のご答弁を頂いた、入札時における入札参加条件の条件を次のように定める。仁淀川町に主たる営業所または従たる営業所を置く。何でこんなものが必要なんですか。仁淀川町に本店または支店があること。何で本店、支店が必要なんですか。仁淀川町における令和5・6年度入札参加資格者名簿（物品・製造、役務）に登録されているもの。何でこんなものに登録されている者が必要なんですか。法人であること。法人だろうが、個人だろうが、関係ないですよ。仁淀川町一般廃棄物収集運搬許可を取っていること。越知町なんかは、頭からこの許可は必要ないと言っているんです。自分が受注してから取ればよいと。過去3年間のうちで、次の実績を有する者。1,000万円以上の営業実績。こんな必要なことないじゃん。ごみを収集するのに、営業実績なんかは必要ですか。50万円以上の一般廃棄物・産廃収集運搬実績。こういったものも必要ないですよ。近隣町村だって、そんなん、越知、佐川なんかはそれでやっているでしょう。日高というのは随意契約です。

あなたは、先ほど私が申し上げたように、町長は、流れを変えたい、そう言って立候補したんでしょう。これは悪しき慣習ですよ。こういったものを取り除いてくれんと。何で仁淀川町に本店、支店がある。普通の水道工事みたいな感じで、よその業者が入ってくるような、それだったらいいですよ。これ、ごみ収集は町内の業者の人間だけでしょうが。だから、ここへ、今言う、来年6月の入札に向けて、業者に町長が回したこの文書なんか、全部必要ないです。僕に言わせれば。そうじゃないですか。越知、佐川、すぐ近くにこう

いった例もありますので、私もこれほどまでとは思わなかった。しかし、担当課長に「近隣調査の状況を調べてくれや」と言ってみたら、これです。越知、佐川、日高、いの、この中で土木専門業者はたった1地区だけ参加しているだけ。あとは全部個人業者か解体業者。仁淀川町は3地区全部が建設業者。

そこで、建設業者の仕事について1つ提案がございます。私は、先日、高瀬から沢渡、別枝、石神を越えて峰、そして、下りてきて、片平松線を通り、戸立の町道、農林道、作業道、こういった道路の視察をしてまいりました。大変荒れております。特に片平松線は車が通行できないほど樹木や雑草がはびこっており、仁淀の支所長には早速対応をしていただきましたが、町内全ての道路が荒れております。また、昨年の大雪の影響で、倒木が谷を塞ぎ、土砂が流れ込むとせき止められ、大変危険な状況となっております。現在、仁淀地区で14名、池川地区9名、吾川地区8名の計31名が道路工夫として側溝の掃除や草刈り等をしてきておりますが、1か月5日と限られており、とてもではありませんが、焼け石に水の状況でございます。31名の年間費用が1,750万円だそうです。これとは別に、3地区それぞれ1,000万円を計上し、町道、農林道、作業道を整備し、谷を塞いでいる倒木の撤去を行ってください。そして、ごみ収集運搬業務から建設業者は除外する。そうすれば、町道、農林道の整備・維持はできるし、弱い者のごみ収集はごみ収集で個人業者に任せられる。こういった方法はいかがでしょう。悪しき慣習は取り除いて、町の流れを変えていただくようお願いをして、私の一般質問を終わります。

以上でございます。

○議長 執行部の答弁を求めます。井上町民課長。

○井上町民課長 若藤議員の再々質問の一部説明をさせていただきたいので、回答させていただきます。

先ほど令和6年に向けて次回入札についての説明文書を回らせていただいた中の説明をさせていただきます。

まず1点目、仁淀川町内に本店または支店があることについて説明いたします。やはり仁淀川町に本店または支店があること。地元の業者はやはり地域のことを知っている、地理にも詳しいという観点で、町内にあることがふさわしいということで決めさせていただいております。

2点目のなぜ法人でなければいけないかということについては、2年間業務を履行していただくことに対して法人を対象とさせていただいたことは、社会通念上の法人登録を

行っていることに対する社会的信用、事故発生時の補償問題等を鑑み、条件とさせていただいております。また、業務を遂行するに足りる設備、機器、人材を有していることは業務の履行能力を有する者であることの判断材料と考えております。

3点目の仁淀川町一般廃棄物収集運搬許可を取っていることについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない」となっておりますので、これを採用させていただいております。

以上です。

○議長 古味町長。

○町長 入札の結果、建設業者が落札となったもので、専門業者を排除したというようなわけではございませんので、あくまでも公平な入札の結果、そうなったということですので、理解を願いたいと思います。

それと、道路関係なんですけど、町道や農道、林道などの町の管理する道路は、維持管理は、土石流や落石などによる小規模の場合は緊急工事として業者に発注をいたします。また、作業班による取り除き等を行っております。そのほか、補修工事による維持管理を行っておりますが、道路の除草については、集落と集落を結ぶ路線や迂回路となる路線、生活道として利用している利用頻度の高い路線などにおいて、年2回もしくは年1回の除草を委託業務として発注しております。ただし、集落内は対象外としております。

そのほか、道路のある地区の地元の方を中心に、道路維持委託者として委託をしており、道路の除草や側溝清掃などの作業を行っていただいております。先ほど言われたとおり、これは原則月40時間というような制限をしておりますが、そういったことで行っております。それで、今後、先ほど言われた細部にわたって道がふけておるような、通行に支障があるような、そういったところがあれば、また別途発注をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 古味町長。

○町長 先ほど担当課長が申しあげましたとおり、町内に本店もしくは支店を置く法人であるということは、やはり町内業者を優先にしたいということと、町内を把握しているのはやはり町内業者であろうということで、町内に本店ということになっておろうかと思っております。

そして、入札参加資格者名簿に登録されていることというのは、やはり条例といいますか、そういった規則もあります。

そして、運搬許可を得ていることというのは、これも先ほど言われました、法に基づいての根拠でございます。

そして、過去3年間、1,000万円以上の営業実績もしくは年間50万以上の廃棄物の実績があることという条項もありますが、これはあくまで経験をしていると、実績があるということで、こういう条件があれば入札に参加できますよという条件であって、その中で入札ということになるので、金額によるといいますか、くじ引が多いかと思うんですけど、そういったことで落札できなかったという結果だと考えております。

○議長 以上で若藤敏久君の質問を終了いたします。

通告第6号、議席番号1番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○1番 議席番号1番、岡田でございます。議長の許可を頂きましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

その前段に、私は、今、スクールバスのことで質問をしておりますけれども、前段で今までの流れをご説明して、一般質問に入らせていただきたいと思います。

この案件については、一企業が公募なしで14年間の随意契約を行ってきております。今回初めて公募がありまして、2社で、審問委員会におかれまして安全を考慮した内容の下、3年間の契約につきましては3億1,200万円、その契約の内容については1,500万円の高い業者が落札をいたしました。このバスの事業においては、バスの物品の提供、そしてまた、土地代、給料、そして、燃料代、修理代、そして文具の1つまで町が物品の供与をしております。町民の税金で事業を行っております。事業側では、労務管理、貸与の事業で、事業側に対して対価を支払っております。これは入札の制度ではありません。随意契約です。その内容を見たときに、業者のほうから、これぐらいの費用が要るから請求をし、そしてまた、執行部が審査をした上で承諾を得たものであります。

昨年11月から、この問題については随分議論をしてみました。今ここで内容を申し上げませんが、随分議論をしてみました。12月の議会にも、この案件は、議会では賛成多数、7人の議員が賛成しております。2名が反対しております。その内容については、先ほど申し上げましたように、随分論議をされました。そして、その議論の内容では、決算内容に入れない、そしてまた、税理士がやっておるんだから信用性があるというような内容もありました。そしてまた、議員の皆様からいろいろご意見を頂きました。

た。

私は、ある議員さんから、ある企業の決算内容に入ると訴えられるということまで言われました。そして、ある方には、あまりやると恨まれるというふうな発言も聞いてまいりました。そういうような中で、私は、今、本当に、この事業は税金であったと、そしてまた、企業側からは1円たりとも事業内容にお金は出しておりません。この対価についても、条例の中に、管理代行料、あなたに管理を任せるから、代行料は対価としてお支払いをしますというような内容の協定書。先日の5月30日、議会運営委員会がありました。その場でも、議会は通っておる、常任委員会も妥当であるということを確認しておく。内容については議会議員として審議をするのはおかしいような話も聞いてまいりました。そしてまた、委員長からも、決算内容についても審査はできんと。そしてまた、いの町の監査委員会の中からも、内容については審議することはおかしい。そしてまた、共産党の議員さんからも、決算内容については内部に立ち入ることはできないだろう。そしてまた、議長からもその旨のお話を聞いてまいりました。

そういうような中で、私は、この一般質問に対して、決算内容については審議するわけにいかんから、いろんな議論をされました。そしたら、今回の一般質問をやめるという自分なりの発言もしてまいりました。しかしながら、最終的には、議長が中に入っていて、今回の質問をするようになってまいりました。今回は大変しんどい一般質問であります。そしてまた、委員会からは、一般質問に対するといたしますか、一般質問をするということを否定されたような、不快感を抱くような内容の文書も手元にもらっております。私は世論に訴えかけていきたいと思っております。この案件は、町民の税金であり、県税でもあります。国税でもあります。全部税金の事業であります。そういう中で、私が今まで行ってきた質問、そしてまた質問をさせていただきますけど、この内容について、皆さん方から、世論の方々から意見を拝聴したい。お願いしたい。ぜひともここにいる皆さん方、ご意見があれば議会事務局までお寄せいただきたい、このように思います。そしてまた、私が間違いであるという事実関係が明らかになった場合、私は議会議員を辞めます。それぐらいの思いを持った質問でもありますし、そしてまた、町民に対しての責任感もあります。したがって、私は、間違いがあるという事実があれば、議会議員を辞めます。そんなことで前段を終わらせていただきますけども、一般質問に入らせていただきます。

私は、この質問について、前回の町長の答弁、12月の定例会、これに対して質問をいたします。

直孝議員から保険についての質問がありました。そのときに、町長の答弁では、基本協定書の15条の3項ということで答弁をしまいでございます。そこで、協定書を見たときに、町長の答弁が、全く違う答弁をなされている。内容については議会だよりに掲載されています。そういうようなことで、このご答弁に対してのご答弁を願いたいと思います。

そしてまた、2点目でありますけども、質問ですが、保険の23条、これも、町長のご答弁をお願いしたいと。29条だったですかね。これ、書いてありますけど、29条のご答弁は総務課長をお願いしたいと思います。

まず1点目はそういうことで、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

基本協定の15条の3なんですが、これは特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施するものとすると書かれておりますので、そういった意味で、会社継続のための保険でしたか、そのような答弁をいたしております。

そして、23条の保険ですが、これは、対人対物車両搭載者の損害賠償に対応した自動車保険ということですので、これに基づき保険に加入しているということでございます。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

基本協定の第29条の検査でございますが、これにつきましては、年度末の事業が終わった段階で、私と担当者が業者さんを交えて検査を行っております。主に処理検査が中心となっております、適正に行われているものと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 今、先ほど申し上げましたように、15条の3項というのは、これは保険の関係ではありません。これは条例を変えておりますけども。これは、甲による物品の貸与というところを町長は説明しております。だから、内容が違った説明じゃないですかということなんですよ。

保険についても今ご説明がありました。この保険については、今、23条、これは対人対物車両搭乗者損害賠償、これを契約のときに掛けますと。これを掛けますから対価を下さいということで相手と契約をしているんじゃないですか。今言っているのは、前回からも、個人の社長の生命保険を掛けておるのはどうだということの質問から始まっているわけな

んですよ。だから、これも、基本協定の第7条2、町に対して、甲は乙に対して通知、甲は直ちに検査し、確認をしなければいけないと。生命保険についてもですよ。あるいは、その対価の保険にしても、町に書類があるはずなんですよ。協定書以外のものについては承諾を受けなきゃなりません。そういうふうに私は理解しております。ですから、今、決算書の内容についても若干頭にありませんけども、前年度も、これやと思いますけど、400万円ぐらいの保険料を払っておったと。だから、私は、町に書類を出してきたものを確認しておるか、そして、条例に対して履行されておるかということ再度ご答弁願いたいと思います。

それから、今、幾つもありますので、29条でご説明いただきました。29条についても、今、29条と、もう1つ、今、考えてみれば、基本協定書の28条、それから29条、これにも、28条は、読んでみますと、甲は毎月終了後10日以内に運行実績報告書を提出しなければなりません。それから、29条、甲は毎年度、本協定書等に定める内容に基づき、管理業務を満了し、完了を確認し、検査を行うものとする。そして2項、前項の書類を受理後、速やかに検査を行い、当該検査を合格すると認めるときは甲に通知をしなければなりません。だから、私は、これは先ほど申し上げましたが、分かりませんが、これは代行を町がやらないからここで代行してもらっておる。だから管理をしなければならんというふうに私は理解している。だから、検査、調査、入られない、入ったらいかんということじゃないんじゃないかなど。この条例に従って執行をお願いしたい。

いろいろ、3点でありますので、時間がありませんので、ご答弁をよろしく願います。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 質問にお答えいたします。

まず、28条の事業報告の提出及び検査ということで、これは一般的に言われる事業の完了報告であろうかと思いますが、その提出はしていただいております。そして、29条の検査なんですけど、これは一般的に運行実績の報告ですので、これも事業の報告書となります。それで、29条の1と2なんですけど、29条の1項のほうは、これは完了検査になろうかと思っております。そして、29条の2のほうは合格通知になります。完了検査も合格通知のほうもそれぞれ実施をしておりますので、その時点で事業報告とともに検査をしております。そして、それに対する合格通知、これも通知をしております。

23条の保険の件なんですけど、これらの保険証を1回提示していただいております。

ます。そして、私は以前15条の3と言いましたが、これは23条の中に含まれるものです。15条関係は物品の貸与ということですので、この中に保険の関係というのはちょっとおかしかったと思います。23条に訂正をさせてください。

○議長 3回目。

○1番 答弁漏れ。先ほど言った、保険に対して、今ここにる書いていますけども、それ以外の社長の生命保険、これは承諾を得なきゃならんのではないかということの質問です。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

基本協定の第23条には保険のことが載っているわけですが、保険につきましては、これは車に係る保険ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○1番 また違う。社長の保険を掛けているから、その内容について聞いておる。車の保険は分かりません。社長の保険を掛けておるということで論議をされたことがあるから、それについてということ。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

会社が社長に掛けている保険というものにつきましては、不測の事態に備えて掛けているものでございますので、業務遂行上、必要があると認められるものだと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 それで、今言う15条の3項は、町長は間違いであったということの理解でよろしいですね。了解です。

それと、もう1つは保険のことです。今聞きましたけれども、最悪の事態が起きたら保険を掛ける、これは当然分かります。しかし、今私が言っているのは、社長の保険を掛ける場合には、協定書以外に出ていることは町に承諾をしてやらなきゃいかんではないかということですね。これ、7条に載ってましたよ。ということで、私は、今言うふうに、会社が掛けているんだったらいいですけども、これも全部公費で掛けていると思うんですよ。だから、その分については、町の承諾をもらって、それが掛けるんじゃないかということで、どこかの条文に載っておりますよ。7条だったと思うんですけど。その答弁を。

○議長 執行部の答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

基本協定第7条につきましては、義務という項目でございます。町といたしましては、先ほど申しましたとおり、不測の事態があったときにつきまして、この保険を活用して対応するというところでございますし、その部分につきましては、町に対して負担を請求するというものではございませんので、適正にできていると考えております。

○議長 以上で岡田良成君の1問目を終了します。2問目。

○1番 それでは、2問目についてお伺いいたします。

会員権、このことについてお伺いいたしたいと思います。会員権はどのような性質のものかということをお伺いしたいと思います。これは通告にも書いておりますけれども、貸借対照表の投資その他の資産という項目に会員権と出ています。この会員権はどういう内容のものか。これは82万4,000円の計上をされている。公共の福祉のバスの運営で、どういった内容のものか分かりませんが、会員権が必要だったのかお尋ねをしたいと思っております。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

ご質問につきましては、総務教育民生常任委員会委員長報告のとおりでございます。以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 今の答弁は、委員長の報告どおりということで、執行部として私の答弁には答えられないと、こういうことですね。私は、昨日も、大野議員の質問に対して、議会は通っている、あるいは総務委員会が通っているから質問に答えないという答えだと思いましたが。この答えも、そういうふうなことで答弁できないと、こういうことで理解いたしまして、この件についても了解いたします。

それと、3点目に入ります。よろしいですか。

○議長 3点目ですね。3点目、岡田良成君。

○1番 除雪機についてお伺いいたします。

除雪機を令和2年に購入し、4年に売却したという説明を頂きました。この除雪機について、幾らで購入して、そしてまた売却時期はいつなのか。売却をした金額は分かっているとします。そしてまた、この2年間の除雪機に対しての保管、管理状況ということ、そしてまた、売却はどこにしたのか、幾らで売却したのか、お尋ねいたします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

ご質問の件につきましても、総務教育民生常任委員会委員長報告のとおりでございます。適正な処理をされていると考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 答弁は不服でありますけれども、それ以上答えられないということですので、これも了解いたしました。

それで、今度は4点目でありますけども。

○議長 4点目に移ります。岡田良成君。

○1番 これも、昨日から、大野直孝議員からも交際費について質問がありました。私は、今、この事業に対して、空覚えでありますけども、29年度には160何万円の交際費を使っていたと思うんです。今、手元にはありませんけど。若干数字は違いますが、あまり変わっておりません。そういうようなことで、今は指定管理であり、そして、中身を見たら、管理代行料として対価を支払っておるといふような内容を見たときに、実際に交際費が要るのか、これが初めからの疑問点でありました。うちがやらないから、あんたらで事業の内容、管理を代行してくださいと。そして、資金はうちが全部出しましょうと。先ほども申し上げました。企業側から資金は全く要らないんです。接待交際費についても、昨日も大野議員からも質疑がありました。そういう内容であります。だから、私は、今まで町長の答弁あるいは総務課長の答弁では、冠婚葬祭費、従業員が多いから妥当でありますという答弁を再三聞いております。妥当ということについては根拠が要ります。領収書も精査した上で、妥当であるかないかをお伺いしておるものであります。この件について、総務課長、答弁。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

このご質問につきましても、総務教育民生常任委員会の委員長報告でも記載されておりましたとおり、適正に処理されているというふうに考えております。また、今後も引き続き必要な範囲内での支出に努めていただけるものだと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 最後になりますけども、先ほどの答弁と同じでございます。その件については私

なりに受け止めます。私は、今、なぜこんなことを、前から言いたくないことを言っておるかという、これは全部税金なんですよ。そしてまた、今、ちょっと空覚えですけど、7条を見てください。どう書いておるか。これ、時間がありますから読み上げますけれども、第7条「乙は、本協定書等によることができるときに、または本協定書を明示しなければならない事項があるときは直ちに甲は通知をしなければならない。甲は前項の規定による通知を受けたときには直ちに調査をし、乙に対して必要な指示を与えることができる」。私の理解では、社長の生命保険にしろ、あるいは助成金にしろ、あるいは会員権にしろ、協定書にないものは、乙は甲に対して承諾を受けて買う。売却をするときも、承諾をして売らなきゃならないというふうに理解をしております。なぜならば、随意契約で、双方がこれは話合いなんですよ。それから、予算要求のときに、何を買いたい、これが要ります、だからこれだけの対価を支払いますということを出ていると思うんですよ。それを総合したときに、あまりにも企業側にお金の自由な使い道がない。次の予算要求をするために使い道を考えないかん。随意契約のときにもう少し中身を審議して、今、これは町長は初めての予算書なんですね。だから、もう少し内容を審査した上で、削減をするものはする。これだけいい企業はないですよ。全部企業が見てくれる。企業側で言うと損はないですよ。でも、企業はもうけないかんです。これは当たり前のことです。しかし、あまりにも私にしたら内容がずさんな。そんな意味で、3回目の質問を終わりますけども、精査をして、協定書に基づいた業務執行をしてもらいたいと強く要望して、私がこれで議会の質問の最後かもわかりません。結果が出たときには、先ほども言いましたように、結果はどう出るか分かりませんが、私が間違っておったら議会議員を辞めます。それぐらいの思いで今回は登壇をさせていただきました。

以上で一般質問を終わります。

○議長 以上で岡田良成君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第7号、議席番号2番、藤堂賢太郎の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 通告番号7号、議席番号2番、藤堂です。今から一般質問に入らせてもらいます。

お願いします。

年金についてお伺いいたします。異常な物価高が、低所得者や年金生活者には特に大きなしかかっております。公的年金は、安倍政権から11年間で、年金は7.3%減額になり、一方で、消費税は5%から8%に引き上げられました。働く人の賃金も、5年間で年収で20万円減少していると言われております。また、ライフラインの電気代、ガス代、水道料の値上げ。今年になって食料品の値上がりが公表された分、6月で3,575品目、これを含めまして、今年に入って1月から6月までで2万5,106品目の値上げが公表されております。昨年1年間では2万5,768品目。これとほぼ肩を並べるところまで半年で来ております。この異常な物価高騰で、年金だけでは暮らしていけない、こんな切実な声があちこちから聞こえて、耳に入っております。現在、町内の年金受給者は対象年齢者の何割ぐらいでしょうか。

岸田首相は、今年の春闘の時期に、財界や経済団体に労働者の賃金大幅アップを要請し、経済・財界首脳団体は、その一部がそれに応えたというニュースを耳にしております。これは大企業のことです。中小企業の労働者はあまり変化していないというふうに言われております。弱者である年金生活者には何にもありません。それどころか、6月から年金を実質0.3%から0.6%値下げするというのを厚生労働省が計画を発表しております。せめて物価の高騰に見合う年金の引上げをという声も多く聞きます。町としては何か打つ手はないのでしょうか。

昨日の町長の説明の中で、価格高騰重点支援地方交付金というものと併せて地域通貨券をという話がありました。これはやはり町民にとっては非常に温かいニュースでございます。年金は国の施策ですので、各自治体で議決することはできません。また、町長は、県の市町村長会議などにも参加されておりますけども、この会議では、このような趣旨の意見を述べられた経緯はございませんでしょうか。また、参加されている他の市町のほうからもそういう声はありませんでしょうか。

非常に厳しい年金者が、現状打開のために、県選出の国会議員を通して、政府に対して県と共に声を上げてほしいです。物価の高騰に見合う年金引上げを、この意見書が4月20日現在で、岩手県、富山県、奈良県の3県議会で議決されております。また、23の市町村議会でも採択されております。我が仁淀川町でも意見書採択を目指していきたいというふうに私は考えております。お願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 ご質問にお答えいたします。

老齢基礎年金のみの受給者はおよそ1,700人、年金受給者総数の63%であります。老齢厚生年金の受給者はおよそ1,000人で、37%です。物価高騰に伴う国民年金支給額の増額は、国が物価などを反映して定めており、全国的に影響があるものです。長引くコロナ禍の影響や昨今の物価高騰により、日々の生活に困窮している住民の窮状は大変厳しいものであると認識をしております。物価高騰に対する配慮は、年金受給者だけではなく、生活保護受給者、低所得者への均衡を考慮する支援が必要となり、今後も引き続き国や県と連携してまいりたいと考えております。

行政報告でも申しましたが、低所得者対策として非課税世帯に3万円を給付するようしております。また、ここ3年間、低所得者対策として臨時交付金事業も実施しております。今後も、国の経済対策や物価高騰対策などの動向に注視し、対応していきたいと考えております。

○議長 質疑、答弁中、私語を慎んでいただきたいと思います。

藤堂賢太郎君。

○2番 再質問をお願いします。

年金制度の中で、この産建の意見書、あるいは23の市町村の意見書、これが出ているわけですが、この下には、やはり、今、若い人も含めて、年金加入者が少し減っておるといふふうなことを耳にします。やはり若い人たちがこれから将来、年金をもらう時点になって、年金があまり役に立たんといふふうな見方をされて、若い人の年金の加入率が減っているというふうにも聞いておりますけども、ぜひ、こういう物価が高騰したときに、それに合わせてスライドする年金にってもらうということでのことを1つ考えていただければ、年金のやはり質がもっともっと上がってくると思いますし、ぜひ、そういう年金の受給者だけではありませんが、低所得者に対するいろんな制度を取り入れていただいて、町としても可能な限り支援を進めてほしいというふうに考えます。いかがでしょうか。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 質問にお答えします。

コロナの影響もあり、どの世代も大変苦しい状況であると認識をしております。教育ローン、学資ローン、住宅ローン、奨学金の返済など、給料では追いつかず、金融機関から借入れで賄っている世帯もたくさんあります。国の給付金事業など、活用できる事業には注視し、国・県と連携をしていきたいと考えております。また、機会があるごとに、そ

ういった低所得者に対する年金の物価の高騰にスライドするような制度、今もスライド制度にはなっておろうかと思えますけれど、そういったことを強く訴えていきたいと考えております。

○議長 これでは1問目を終了します。2問目、お願いします。藤堂賢太郎君。

○2番 じゃ、2問目の質問に入らせていただきます。

これは、一昨年定例会で、加齢性難聴者への援助ということで補聴器の要請をいたしました。これに対して早速回答いただきまして、いい方向に向かっているというふうに思っています。せんだって、私も知人にその内容を伝えまして、「回覧で見たよ。ありがとう。まだ行ってないけども、近いうちに行こうと思っています」というふうな連絡もありました。回覧でもありましたこの案内文ですけども、やはり回覧ですと皆さんの手元には残りません。ぜひ、広報か、もしくはこの内容で各戸に配布いただけるようなシステムが取れないかなというふうに思います。

そして、1つは、この制度は、まだ近隣の市町村ではありません。いではできておりますけども、越知や佐川、日高、この辺りではまだ補聴器に対する補助制度はできておりませんので、私も、この近くで言いますと、佐川町にあります森耳鼻科に電話してお聞きもしましたが、町のほうから、この制度ができたのでという申入れがあつて、書類が届いていると、説明も受けたということですけども、この内容ですけども、今日資料を頂きました。書類が全部で4通あるんですね。非常に数多くあります。もちろん申請書を書いて、お医者さんの診断をもらって、証明をもらって、そして業者のところに行って見積りももらうと。いろんな流れがあるのは事実なんですけども、非常にこの内容も複雑で読みにくいですが、理解しにくいですが、これは、この書類を渡すときに、保険のほうから、広報のほうからまた連絡が、説明があろうかと思えます。

1つは、お医者さんというのは、耳鼻科の先生は、やはり片方聞こえが悪くても、この片方に対して補聴器を考えてくれます。けど、町のこの方法では、25デシベルから70というふうな形で範囲が決められておまして、その右と左の平均で判断してくれという指示になっています。だから、先生は、片耳がよくても、その1つに対して補聴器を世話してくれるということで、町の補助とまた立場が違ってきますので、非常に先生のほうでもこの両耳の平均を出すということはちゅうちょするんじゃないかなと。あちこちのそういう制度があるところにお聞きしましたけども、右左の平均を取っているということは少ないようです。ないことはないんですが、件数は少ないようです。ただ、収入の条件とかその

他、その辺りがかなり地域的にあるように聞いています。

もう1つは、やはり片耳だけじゃなくて、両方の補聴器が必要な数値が出たときには、カウントとしては2台分というカウントでよろしいんでしょうね。この説明書には、この回覧にはそのことは書かれてないように思いますけども、両耳の弱い方もいらっしゃると思いますので、その人には2つが対象という形でいいのではないかなというふうに思いますが、ぜひこの辺りを研究もしていただきたいし、やはり佐川の耳鼻科さんに聞いても、「この制度ができたのは仁淀川町が初めてなので、まだほかからはそういう要請がありませんので、これからですね」ということをおっしゃってありました。だから、そこではどこで補聴器をやっているという紹介まではしませんけども、聞かれたら、どこそこの業者はどこそこにありますというくらいは、場所は教えるということはおっしゃってましたので、これから利用される方には、その辺りまで、お医者さんに聞いたら教えてくれるよということぐらいまではつけ添えてもらえたらなというふうに思っております。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 ご質問にお答えいたします。

高齢者補聴器購入費補助事業のお知らせは、5月11日の区長回覧と町ホームページで周知を行いました。5月末現在で5件申請書類をお渡ししましたが、申請受付件数は今のところございません。助成金額は、2万円を上限として、購入費用の2分の1として2万円を20人分、40万円を予算計上しております。今後、広報の掲載、再度の回覧など、告知の方法や頻度について適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 日浦健康福祉課長。

○日浦健康福祉課長 ご質問にお答えします。

先ほどの補助の内容の点で、片耳でも両耳でもということですが、それにつきましては、片耳、両耳を問わず、お一人2万円の上限での補助、助成内容となっております。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 課長さんの説明では、両耳を問わず、1人2万円ということは、両耳の人には2万円しか出ないということですね。補助は1人に対して2万円と。1個の補聴器に対しての2万円じゃなくて、1人に対して2万円ということですね。ちょっと残念ですね。分か

りました。ありがとうございます。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終了いたします。

これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩します。13時から始めますので、よろしく願いをします。

午前 11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の審議を行います。

日程第2、質疑を行います。

報告第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終結します。

報告第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第2号の質疑を終結します。

報告第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第3号の質疑を終結します。

報告第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第4号の質疑を終結します。

報告第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第5号の質疑を終結します。

報告第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第6号の質疑を終結します。

報告第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第7号の質疑を終結します。

報告第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第8号の質疑を終結します。

議案第33号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第33号の質疑を終結します。

議案第34号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第34号の質疑を終結します。

議案第35号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。野村安夫君。

○4番 総務費、企画費の中で企画総務費、これは10ページですか、委託料、業務委託料602万円の内訳、それと、5款の農林水産業費、林業費、林道費、12節委託料150万円、この場所と内訳の説明をよろしくお願いします。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 企画費の委託料についてお答えさせていただきます。

この委託料につきましては、スマートメーターを活用した実証事業ということで、別枝上地区で見守り事業をやるということなんですけれども、その中に係ります水道メーターの設置であるとか水道メーターの情報を発信する装置の設置であるとか、火災報知機並びに火災報知機に設置する発信機の設置であるとかいったことの機器類の設置委託業務を予定しております。

以上です。

○議長 大原池川総合支所長。

○大原池川総合支所長兼池川地域課長 林道費でございます。

林道ヲヲカゲ線、ヲヲカゲの集落へ行っておる林道の集落の手前の橋と終点に架かっておる橋2橋でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○6番 ページで言うと、7ページの15款5目の高性能林業機械等整備事業費補助金の5,400万円、これは何の機械を買われたんかなと思ひまして。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 質問にお答えさせていただきます。

15款の高性能林業機械等整備事業費補助金5,400万円についてですが、こちらは高性能のタワーヤーダーという機械になりまして、架線集材用のウインチとワイヤーロープを高く張り上げるためのタワーを装備した林業機械となります。

県の補助金ですが、3分の2の補助となります。県は3分の2の補助となります。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 今の関連ですけども、5款の5目の造林費の中で、合計7,290万円のこれがタワーヤーダーの補助金になると思うんですけど、これはどこの業者が買うんでしょうか。そこだけ聞かせてください。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 5款の高性能林業機械等整備事業ですが、導入するところは仁淀川林産協同組合にありまして、共同利用を目的とした機械ということになります。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第35号の質疑を終結します。

同意第1号について、地方自治法第117条の規定により、井上町民課長は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

午後 1時09分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許可します。同意第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第1号の質疑を終結します。

井上課長の議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午後 1時09分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第2号の質疑を終結します。

これで質疑を終了いたします。

日程第3、これより討論・採決を行います。

報告第1号、専決処分の報告について（物損事故に関する和解）におきましては、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第2号、専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案どおり承認されました。

報告第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第3号、専決処分の報告について（仁淀川町税条例の一部を改正する条例）は、原案どおり承認されました。

報告第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第4号、専決処分の報告について（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）は、原案どおり承認されました。

報告第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第5号、専決処分の報告について(令和4年度仁淀川町一般会計補正予算(第7号))は、原案どおり承認されました。

報告第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第6号、専決処分の報告について(令和5年度仁淀川町一般会計補正予算(第1号))は、原案どおり承認されました。

報告第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第7号、令和4年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告については、原案どおり承認されました。

報告第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第8号、令和4年度仁淀川町事故繰越し繰越し計算書の報告については、原案どおり承認されました。

議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第33号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第34号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第35号、令和5年度仁淀川町一般会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

同意第1号、固定資産評価員の選任について同意を求めることを議題といたします。

同意第1号については、除斥の対象となります。ただいま議場におられます井上町民課長から退席の申出がありましたので、これを許可します。

暫時休憩します。

午後 1時17分 休憩

午後 1時17分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第1号は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。

同意第1号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、同意第1号、固定資産評価員の選任については同意することに決定しました。

採決が終わりましたので、井上課長の議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午後 1時18分 休憩

午後 1時18分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号、農業委員会委員の任命について同意を求めることを議題といたします。

同意第2号についても人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは採決を行います。同意第2号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第2号、農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第4、発議第1号、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを国に求める意見書の採択についてを議題とします。

発議第1号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第1号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第1号については原案どおり可決されました。可決されました意見書は関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

続いて、発議第2号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択についてを議題といたします。

発議第2号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第2号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第2号については原案どおり可決されました。可決されました意見書は関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時23分 休憩

午後 1時23分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和5年第3回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時23分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員